



編集・印刷
独立行政法人国営印刷局

- 〔規則〕
○不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則(国家公安委一八)
○犯罪捜査規範の一部を改正する規則(同一九)
- 〔告示〕
○戸籍法第一百八条第一項の規定による指定に関する件(法務五四四)
○日本國に帰化を許可する件(同五四五)
- 外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本國政府とパプアニューギニア独立國政府との間の上書の交換に関する件(外務三九一)
- ラワアン市及びマラブット市行政庁舎再建計画のための贈与に関する日本國政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三九二)

- 第二次ハトロン州ピア・ンジ県給水改善計画のための贈与に関する日本國政府と國際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件(同三九三)
- 第二次ハトロン州ピア・ンジ県給水改善計画のための贈与に関する日本國政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三九四)
- ナボイ州総合医療センター機材整備計画のための贈与に関する日本國政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三九五)
- 外国公文書の認証を不要とする条約へのブルンジ共和国及びタジキスタン共和国の加入に関する件(同三九六)
- 保安林の指定をする件(農林水産二四四四、二四五一)
- 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件(同二四五二)
- 弁理士法施行規則第六条第三号及び第七号の経済産業大臣が認める者を定めた件の一部を改正する告示(経済産業二四二)

- キルギス共和国、タジキスタン共和国及びアフガニスタン・イスラム共和国におけるバツタ管理対策改善計画のための贈与に関する日本國政府と國際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件(同三九三)
- 第二次ハトロン州ピア・ンジ県給水改善計画のための贈与に関する日本國政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三九四)
- ナボイ州総合医療センター機材整備計画のための贈与に関する日本國政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三九五)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(国土交通一〇八八、一〇八九)
- 道路に関する件(九州地方整備局一三五)

- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件(特許庁一〇)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(国土交通一〇八八、一〇八九)
- 道路に関する件(九州地方整備局一三五)

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他

六	裁判所	内閣	財務省	文部科学省	文化庁	八	八	八	七	六
五	〔官廳報告〕	〔官廳事項〕	〔皇室事項〕			九	九	九	八	七
四	〔人事異動〕					八	八	八	七	六
三	〔公 告〕	登録検査機関の登録事項の変更に関する公示(国土交通省)				一〇	一〇	一〇	九	八
二	〔官廳事項〕	争議行為の通知の公表について(厚生労働省)	最低賃金の改正決定に関する公示(岡山労働局最低賃金公示四)			一〇	一〇	一〇	九	八
一	諸事項					一〇	一〇	一〇	九	八

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

株式会社さくら経営
代表取締役 井上一生

定款変更につき通知公告

発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十二年一月四日

平成二十七年十一月四日
埼玉県行田市向町二〇番一五号

株式会社力王
代表取締役 岡安 秀郎

定款変更につき通知公告
当社は、平成二十七年十一月二十日付で株券を

発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましてこので公告します。

お仕事の上にご参考になれば幸いです。

平成二十七年十一月四日
千葉県松戸市小金三番地高橋ビル五階

株式会社一善社

定款変更につき通知公告
当社は、平成二十七年十一月二十四日付で株券

を発行する旨の定款の定めを廃止することにいた
ミ、二〇〇二年三月三日付相

しましたので公表します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日

株式会社OKIデータ・インフォテック
代表取締役 東 関一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしま

したので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十一月四日
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番三号SB

東京書店月刊雑誌
SビルズII-41

Imerys Fused Minerals Japan株式会社
代表取締役 ルーベン・マッケル

<p>定款変更につき通知公告</p> <p>当社は、平成二十七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。</p> <p>なお、同日に当社の株券は無効となります。</p> <p>平成二十七年十一月四日</p>
<p>定款変更につき通知公告</p> <p>当社は、平成二十七年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。</p> <p>なお、同日に当社の株券は無効となります。</p> <p>平成二十七年十一月四日</p>
<p>新潟県妙高市工団町七番七号</p>
<p>株式会社ミヤトウ野草研究所</p>
<p>代表取締役 小川 智</p>
<p>定款変更につき通知公告</p> <p>当社は、平成二十七年十一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。</p> <p>なお、同日に当社の株券は無効となります。</p> <p>平成二十七年十一月四日</p>
<p>大阪市福島区福島七丁目一三番四号</p>
<p>ヤマト自動車株式会社</p>
<p>代表取締役 西口 茂樹</p>
<p>株式交換につき株券等提出公告</p> <p>当社は、株式会社ナチュラルエクセルレンスを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十二月七日までに当社に「提出下下さい。」</p>
<p>平成二十七年十一月四日</p>
<p>三重県伊勢市宮川二丁目二番一三号</p>
<p>株式会社林イマニティ</p>
<p>代表取締役 林 豊</p>
<p>外国会社の全ての日本における代表者の退任公告</p>

平成二十七年十一月四日 東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階 ヒヨウラ・ジャパン・エルエルシー 日本における代表者 石田 泉

本籍千葉県松戸市六高台八丁目一四四番地、最後の住所千葉県松戸市六高台九丁目一六八番地の三フランドールユアサニ一號 被相続人 亡 湯浅 武

右被相続人は平成二十七年五月四日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十三日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。平成二十七年十一月四日

茨城県稲敷郡阿見町うすら野四丁目六番地七
相続財産管理人 湯浅 明美

限定承認公告

本籍大阪府吹田市青葉丘南八番、最後の住所 大阪府吹田市青葉丘南八番Q一四〇六
被相続人 亡 木村 朋芳

右被相続人は平成二十七年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年十月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月四日

大阪府交野市松塚五一一
相続財産管理人 津守 瞳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年五月二十日付官報の号外第一百十二号五十六頁に掲載されています。

平成二十七年十一月四日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると
綜合事務所内 大塚特定目的会社 取締役 池田 駿也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、第一優先出資四十九億五千七百万一口
を四十五億二千七百万一口に消却することにいた
しましたので、当社の第一優先出資証券を所有す
る方は、効力発生日である平成二十七年十二月七
日までに当社にご提出ください。
平成二十七年十一月四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Mirada特定目的会社
取締役 滝澤 弘子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、第一優先出資十二億七千九百八十万一
口を七億九百八十八万一口に消却することにいたし
ましたので、当社の第一優先出資証券を所有する
方は、効力発生日である平成二十七年十二月七日
までに当社にご提出ください。

平成二十七年十一月四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG29特定目的会社
取締役 滝澤 弘子

正誤

ページ	段	行	誤	正
二九	上	三	及び感染症の予 防	並びに感染症の 予防
"	"	四	基づき、	基づき、及び同 法を実施するた め
"	"	一二三	三条	

三二ページ上段五行目と六行目の間に次のよう
に加える。
(法第六十四条第一項において読み替えて適用
する法第十四条の第二項の提出)
第七条の四 指定提出機関の管理者が、法第六十
四条第一項において読み替えて適用する法第十
四条の二第二項の規定による提出を行ふ場合に
おいては、同項中「同項の規定により当該指定提
出機関を指定した」とあるのは「当該指定提
出機関の所在地を管轄する」と読み替えるもの
とする。